

# 平成27年度事業計画書

社会福祉法人長崎市社会福祉事業団

## 目 次

|                    |    |
|--------------------|----|
| 平成27年度基本方針         | 1  |
| 事務局                | 2  |
| 身体障害者福祉センターA型      | 4  |
| 地域活動支援センターⅡ型事業     | 6  |
| 障害児等療育支援事業         | 7  |
| 相談支援事業             | 9  |
| 自立訓練（機能訓練）事業       | 11 |
| 障害者就労支援相談所運営事業     | 13 |
| 障害者雇用開拓事業          | 15 |
| 児童発達支援センター「さくらんぼ園」 | 17 |
| 診療所                | 22 |
| 母子生活支援施設「白菊寮」      | 25 |

## 平成 27 年度基本方針

当事業団は、平成 4 年 4 月 1 日の事業開始以来長崎市の委託を受け施設の管理運営に携わってきましたが、平成 18 年度からは長崎市の指定管理者としての指定を受け、市民福祉の向上と増進に向けて、障害児・者、母子支援に関する施設運営を行っています。

この指定管理者の指定期間も平成 26 年度まででしたが、長崎市障害福祉センター及び母子生活支援施設「長崎市立白菊寮」の両施設とも引き続いて平成 31 年度までの指定を受けることができました。したがって、これまでの実績と経験を踏まえたいえで、更なる改善に努めるなどして施設運営を行います。

平成 27 年度の主な取り組みについてですが、障害者に対する支援としては、様々な講座や行事を実施することで障害者相互の交流促進を図るほか、スポーツ・レクリエーションを通じてリハビリテーション機能を発揮するなど、障害者の生きがい支援に努めます。また、障害者の自立と社会参加を図るため、就労支援に努めます。

障害児に対する支援をしている児童発達支援センター「さくらんぼ園」では、相談、診療、訓練、通園等それぞれが有機的な連携を図り、子ども達の発達と家族支援を中心に専門機能を発揮するようにします。

新規患者の増加が見られる診療所では、発達に障がいのある児あるいは疑いのある児を早期に発見し、それぞれに合った適切な療育を実施します。

一方の母子生活支援施設「長崎市立白菊寮」では、児童の健全育成と母と子の早期自立のための支援をします。

全般的な方針としては、各種サービスの充実を図ることで、利用者のニーズに応じたきめ細かな福祉サービスが提供できるようにするとともに、積極的に情報公開を行い、透明性の高い施設運営に努めます。また、職員が責任と自覚を持って業務に当たるためには、職員一人ひとりが不断の努力と改革改善への意欲を維持することが大切ですので、職員の資質向上・能力開発を図るための研修を充実するなど、人材の育成に努めます。

# 事務局

## 1 事業概要（法人全般の運営）

- (1) 予算、決算に係る定例理事会・評議員会をそれぞれ開催します。また、必要に応じて理事会・評議員会を開催します。
- (2) 多様化する福祉ニーズに的確かつ迅速に対応できるように、長崎市及び関係機関と連携し、層の厚い支援体制の構築に努めます。
- (3) 利用者が求めている福祉サービスは、より多様・高度化していますが、そのニーズに応えるためには、職員の一層の資質向上が必要です。このため、今後の福祉施策の展開を常に把握したうえで事業を行うとともに、職員研修の充実を図ります。
- (4) 職員が安心して働けるように、福利厚生や環境整備に努めます。
- (5) 苦情解決制度や第三者委員の周知を徹底し、利用者の意見を真摯に受け止め反映します。

## 2 職員体制（平成27年度の職員配置予定）

|          | 課名     | 業務内容   | 配置状況  | 正規(嘱託)  |
|----------|--------|--|---|---|
| 事務局      | 総務課    | ・法人業務に関すること<br>・センター・白菊寮の総務に関すること<br>・建物の維持管理に関すること  | ・事務局長<br>・作業療法士<br>・事務職員  | (1)<br>1<br>1 (4)                                       |
|          | 白菊寮    | ・母子生活支援施設に関すること  | ・寮長<br>・母子支援員<br>・少年指導員<br>・調理員等  | (1)<br>(2)<br>(1)<br>(1)                                |
| 障害福祉センター | 支援課    | ・相談支援業務に関すること<br>・身体障害者福祉センターA型業務に関すること<br>・地域活動支援センターⅡ型事業に関すること<br>・自立訓練(機能訓練)事業に関すること<br>・貸館業務に関すること<br>・手話通訳に関すること<br>・送迎に関すること | ・ソーシャルワーカー<br>・相談員<br>・手話通訳士(者)<br>・聴覚言語相談員<br>・視覚障害者リハビリテーション指導員<br>・保育士<br>・事務職員<br>・障害者就労相談員<br>・雇用開拓員 | 2<br>(4)<br>3 (1)<br>(1)<br>(1)<br>2<br>1<br>(2)<br>(1) |
|          | さくらんぼ園 | ・児童発達支援センターに関すること  | ・園長<br>・保育士(児童指導員含む。)<br>・栄養士<br>・調理員<br>・運転士   | 1<br>2 (13)<br>(1)<br>(1)<br>(2)                        |

|   |       |                               |   |   |
|---|-------|-------------------------------|---|---|
|   | リハ療育課 | ・リハビリに関すること<br>・発達障害者支援に関すること | ・理学療法士<br>・作業療法士<br>・言語聴覚士<br>・臨床心理士<br>・スポーツ指導員          | 4 (2)<br>3 (2)<br>4 (1)<br>2 (2)<br>1 (1) |
|   | 診療所   | ・診療所に関すること                    | ・センター長(医師)<br>・副センター長(医師)<br>・診療所長(医師)<br>・看護師<br>・医療事務職員 | (1)<br>(1)<br>1<br>(3)<br>(1)             |
| 計 |       |                               |   | 28 (51)                                   |

### 3 防災計画

- (1) 総合避難訓練を夏、冬の2回実施します。
- (2) 防災設備等の点検・整備を随時行い万全を期します。

# 身体障害者福祉センターA型

## 1 運営方針

利用者個人の尊厳と意向を尊重した福祉サービスを総合的に提供することで、利用者一人ひとりが、その有する能力に応じて自立した日常生活が送られるように支援します。

## 2 事業概要

当センターの施設・設備等を提供し、訓練、スポーツ・レクリエーション、創作活動、社会適応訓練の指導を行います。このほか相談支援やボランティア活動の推進、手話通訳士の派遣を行います。

## 3 現状と課題

活動発表の場であり、地域との交流事業でもある「文化祭（うちステージ部門）」では盛り上がりを見せながらも、ここ数年新しいグループの参加が少なくなっています。指導者の問題やメンバーの高齢化などにより、今後の活動継続が困難というグループも出始めているため、グループの育成や支援について意識的に取り組んでいく必要があります。

また、最近では精神障がい者の利用が増加傾向にあるため、精神障害に対する理解と対応について職員のスキルアップが求められています。

## 4 実施計画（目標）

### ① 施設・設備等の提供

障害者や障害者団体等に対し、スポーツ・レクリエーション、文化的活動・研修等の活動の場を提供します。また一般利用者に対しても有料での貸室提供をします。

### ② 訓練、スポーツ・レクリエーション、創作活動、社会適応訓練の指導

- ・訓練については、健康体操等を障害者スポーツ指導員及び理学療法士の指導のもと実施し、利用者の機能向上に努めます。また、必要に応じて作業療法士も関わりアドバイスをします。
- ・スポーツ・レクリエーションについては、年間を通して曜日と時間を設定した様々なプログラムを用意し、利用者が自由に選択し参加できるようにします。また、「長崎県障害者スポーツ大会」及び和歌山県で開催される「2015 紀の国わかやま大会（全国障害者スポーツ大会）」への周知と参加を促します。
- ・創作活動については、月曜日～金曜日まで、クラフト等の手工芸製作を行います。
- ・社会適応訓練については、言語聴覚士による失語症のグループ訓練を行います。

- ③ 更生相談  
ソーシャルワーカーと相談員が、センターの利用相談や、必要な生活、医療、訓練等に関し適切な指導や助言をします。
- ④ 講座の開催  
センター利用の促進と仲間づくりの場を提供するため、スポーツ系、趣味・文化系の各種講座、健康づくりに特化した講座、視覚障害者を対象とした講座を継続して実施します。  
また、昨年度、初めて実施した施設職員向けの防災セミナーを継続して実施します。
- ⑤ 年間行事  
センター利用者の交流の場として、水泳記録会、ボッチャ大会、わのわリング大会、レクリエーション大会、ふうせんバレーボール大会、フライングディスク大会を開催します。
- ⑥ 手話通訳士の派遣  
派遣依頼により、病院、学校、事業者などへ手話通訳士が同行（同席）します。  
また、長崎市手話奉仕員派遣のコーディネートを行います。
- ⑦ ボランティアの育成  
センター事業に協力していただくサポーター登録者の拡大と、能力を活かしてもらうための研修会を開催します。
- ⑧ 広報  
地域住民など幅広い方々にセンターを知っていただくよう、また障害福祉の啓発を図るため、ホームページ、パンフレットや機関誌等による広報を充実します。
- ⑨ 障害者関係団体等との連携  
障害者関係団体及び他の福祉施設との連携を強めます。

## 5 人員配置

- ① 貸館業務・講座職員  
事務職員、保育士
- ② スポーツ・レクリエーション関係職員  
障害者スポーツ指導員、理学療法士
- ③ 手話通訳  
手話通訳士
- ④ 関係職員  
ソーシャルワーカー、相談員、聴覚言語相談員、視覚障害リハビリテーション指導員等

## 地域活動支援センターⅡ型事業

### 1 運営方針

在宅の障害者に対し、社会との交流促進、生活の改善、身体機能の維持向上等につなげるための必要な支援を行い、生きがいを高めてもらうようにします。

### 2 事業概要

①創作的活動、②機能訓練（自主）、③社会適応訓練、④入浴、⑤スポーツ・レクリエーションの中から各個人にあったサービスを適切に提供します。また、身体障害者福祉センターA型の年間行事にも合同参加します。

### 3 現状と課題

社会適応訓練（パソコン）は、登録者も増え定着しつつありますので、メニューの工夫、開催日数を増やすなどの工夫が必要です。なお創作的活動（陶芸）は、新規参加者が得られていないため、新規利用を促すための工夫が必要です。

### 4 実施計画（目標）

#### ① 創作的活動

身体機能の維持・向上を図るため、「陶芸」（月4回）は外部講師が指導し、「手工芸」は自主活動を中心に関係職員が関わりながら実施します。

#### ② 訓練

集団での体操を中心に、障害者スポーツ指導員、理学療法士等により、日常生活に必要な基本訓練と応用動作訓練を身体障害者福祉センターA型と合同で実施します。

#### ③ 社会適応訓練

「パソコン教室」を週2回程度開催し、グループ分けしてそれぞれに適した学習をしてもらうようにします。

#### ④ 入浴サービス

浴室において、平日の一般浴のサービスを提供します。

#### ⑤ スポーツ・レクリエーション

障害者スポーツ指導員、理学療法士を中心に、身体障害者福祉センターA型と合同で実施するようにします。

### 5 人員配置

#### ① 主体となる職員

障害者スポーツ指導員、理学療法士、看護師、事務職員

#### ② 関係職員

言語聴覚士、ソーシャルワーカー、相談員、視覚障害リハビリテーション指導員等



# 障害児等療育支援事業

## 1 運営方針

在宅障害児・者のライフステージに応じた地域での生活を支援します。また、地域の有する機能を活用し、療育・相談体制の充実を図るとともに、在宅の障害児・者及びその家族の福祉の向上が得られるように支援します。

## 2 事業概要

在宅の障害児・者及び保護者や関係機関に対し、相談・助言等を行うなどの支援をします。また、障害児療育に関わる地域の施設や施設職員等に対し、療育に関する技術の指導や啓発・相談活動を行います。

## 3 現状と課題

- ① 園支援や他施設職員への指導を行うことが、地域での幅広い支援活動につながっています。
- ② 「おやこ広場」については、少数ではありましたが、継続して参加される方が多く、日頃の悩みなどの不安軽減、解消の場としての役割を果たすことができています。しかし、テーマの内容によっては参加者数のばらつきが見られるため、更なる内容の充実や周知が必要です。
- ③ 年長児のグループ療育に参加された児の保護者を対象に保護者会を実施し、家庭でのお子さんの様子や就学に向けての不安などについての話をしてもらい、それに対する助言や就学後のフォローについての説明をしました。今後も保護者同士が交流できる場を提供することが必要です。
- ④ 就学児相談会については、教科学習が進む秋期に開催したことにより、学習面への困り感の相談が多数ありました。今後も就学によって療育が終わったお子さんへのフォローを継続する必要があります。

## 4 実施計画（目標）

### (1) 外来による療育指導

#### ① 療育指導

障害児の療育や保護者支援を臨床心理士や保育士等で行います。また外部講師による相談等（母親カウンセリング）を月に1回程度実施します。

#### ② おやこ広場

理学療法士や保育士等により、おおよそ1歳半までの障害児や、発達遅滞のリスクを持った児及びその保護者を対象に、親子遊び、学習会、交流会を定期的（毎月1回、年10回程度）に実施します。

#### ③ 保護者向け学習会及び交流会の開催

グループ療育に参加されている児の保護者を対象に、お子さんの特性や対応方法などについての学習会や、就学についての助言等を行います。

#### ④ 就学児相談会の開催

当センターの療育経験がある小学校新入学児に対し、フォローの一環として就学後にアンケートを実施し、保護者相談会を開催します。

### (2) 訪問による療育指導

#### ① 訪問指導

在宅障害児・者の家庭や、保育所・幼稚園、学校等を訪問し、療育・指導等を行います。

#### ② 巡回相談

乳幼児や学童の発達に関する相談会を地域（長崎市南部地区、外海地区）で実施します。なお外海地区では、相談支援事業で実施している巡回相談と併せて企画します。

### (3) 施設職員等に対する療育技術指導

#### ① 療育支援セミナーの開催

障害児・者の療育に関わる施設（幼稚園・保育園、学校、医療機関等）職員を対象に、療育技術の習得や知識を学習するセミナーを年1回開催します。

#### ② 施設職員に対する指導

障害児の療育の場を広げるため、医療機関や児童発達支援事業所等に対し、リハビリテーション実施に向けた協力要請を行い、各種会議の開催やリハビリテーション技術指導を実施します。また、保育園・幼稚園を含めて障害児療育をしている施設職員に対し、療育現場の見学や意見交換、医師、作業療法士等による助言、技術指導を行うようにします。

#### ③ 施設訪問による講義等

障害児・者療育に関わる施設を医師、作業療法士・相談員等が訪問し、医療、療育、福祉についての講義等を行います。

## 5 人員配置

### ① 療育指導を担当する職員

医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士

### ② 障害児保育を担当する職員

保育士

### ③ 相談支援を担当する職員

ソーシャルワーカー、相談員

# 相談支援事業

## 1 運営方針

在宅の障害児・者又はその家族からの様々な相談に対し、必要な情報の提供と各専門機関への紹介や連絡調整、在宅福祉サービスの利用援助等を行います。このほかにも、サービス等利用計画の作成、機能訓練利用に関する支援や発達障害児等への相談支援、障害支援区分認定調査への協力などを行います。

## 2 事業概要

福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、サービス等利用計画作成・支援、地域自立支援協議会への運営協力、障害支援区分認定調査への協力などを行っています。

## 3 現状と課題

相談支援事業は、センターを幅広く利用しておられる在宅の障害者や家族の方からの相談の総合窓口としての役割を担っていますが、関係機関との連絡調整も多く、相談内容も療育事業から機能訓練事業まで多岐に渡っています。

現在、委託事業所として自立支援協議会への運営協力や指定事業所としての計画相談を行っていますが、前述のとおり業務が多岐に渡るため、今後も当センターの果たすべき役割についての検証と相談支援体制を支えるための人材の確保が必要と考えています。

## 4 実施計画（目標）

### ① 計画相談

サービス等利用計画については、利用者に対するアセスメントに基づき、解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせを検討し作成します。

### ② 当事者及び関係者向け学習会

当事者及び家族等を対象に、生活知識や在宅福祉サービス等の知識を深めてもらうための学習会を実施します。

### ③ ピアカウンセリング

当事者同士で悩みなどを共有する場の提供を行います（適宜開催）。

### ④ 巡回相談

旧合併町に居住する障害者（特に視聴覚障害が中心）とその家族を対象とした相談会を、各地区年1～2回程度開催します。

### ⑤ 聴覚障害者に対する生活支援

コミュニケーションをとる機会が少なくひきこもりがちな在宅の聴覚障害者に対する生活支援として、生涯学習、文化活動、スポーツ・レクリエーション等

を内容にした「聴覚障害者生活支援事業」を月1回実施します。

⑥ 盲ろう者に対する生活支援

盲ろう者に対し、日常生活に必要な支援（点字、身辺・家事管理等）を行うことにより、日常生活能力の向上が得られるようにします。また、月1回「視聴覚重複障害者生活支援事業」を実施し、引きこもりがちな盲ろう者が、仲間と楽しく交流できる場を作るようにします。

⑦ 中途失聴者・難聴者向け手話講座

中途失聴者や難聴者向けの手話講座を継続（10回コース及び月1回のフォロー）して実施します。

⑧ 視覚障害者に対する支援

白杖歩行訓練や点字訓練、パソコン等を使用したコミュニケーション等の生活支援に関する相談・指導を随時行います。

## 5 人員配置

① 相談支援専門員

ソーシャルワーカー、相談員、聴覚言語相談員、視覚障害リハビリテーション指導員

① 関係職員

医師、看護師、理学療法士、作業療法士等

## 自立訓練（機能訓練）事業

### 1 運営方針

身体障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況などその置かれた環境に応じて、身体機能、生活能力の維持・向上を図るための訓練等を適切に行い、もって障害者の地域における生活の充実が得られるように支援をします。

### 2 事業概要

理学療法士や作業療法士等のセラピストが、当センター内若しくは必要に応じて家庭を訪問し、機能訓練、日常生活訓練等を行います。また、看護師による健康管理や健康相談、ソーシャルワーカーや相談員による各種相談や関係機関との連絡調整、障害者スポーツ指導員によるスポーツ・レクリエーションや手工芸の指導、視覚障害リハビリテーション指導員による歩行訓練など、各種サービスを提供します。

### 3 現状と課題

- ① セラピスト等による個別訓練に加え、スポーツ・レクリエーションや自主訓練、手工芸やパソコン、看護師や相談員による健康相談や生活相談などの状況を踏まえて、本人と協議し作成した個別支援計画に沿ったサービスを提供しています。
- ② 比較的生活自立度が高い脳血管障害後遺症の対象者については、介護保険対象の通所リハビリなどとの競合もあり年々減少傾向にあります。介護保険の対象とならない疾患（脳性麻痺や頸髄損傷）などの重度障害を持つ方の利用については増えつつあります。このため、個別訓練やスポーツレクリエーションなどの通常のサービスのほか、食事介助、トイレ介助を必要とするケースが増えてきています。
- ③ 現状の送迎サービスは、利用者一人につき週に1回程度と制限を設けていますが、週に2回以上の利用が望ましいと思われるケースについては家族による送迎やタクシーを利用しての自主通所をお願いしています。しかし、機能訓練の利用回数の増加を望まれる方で、自主での通所が不可能な方への対応が今後の課題です。

### 4 実施計画（目標）

個別訓練の提供を柱に、1日平均利用者数を10名にまで増やすことを目標に、各職種間と連携し支援するようにします。なお、利用者の利便性のために実施している送迎サービスを引き続き行うようにします。

## 5 人員配置

医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、看護師、ソーシャルワーカー、相談員、障害者スポーツ指導員、視覚障害リハビリテーション指導員、運転士

# 障害者就労支援相談所運営事業

## 1 運営方針

障害者の就労支援を行うことにより、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。  
このため、身体障害者、知的障害者、精神障害者並びに発達障害者で就労を希望する方に対し、就労のための相談支援、雇用準備のための支援、情報提供を行うなど、就労につなげるための支援をします。

## 2 事業概要

- (1) 就労支援  
発達障害者を含む障害者の就労に関する相談に応じます。
- (2) 就労相談  
就労面接や生活全般の助言、定着指導、就労先への定着状況の定期的な把握などを行います。
- (3) 情報の収集及び提供  
求人情報の把握と提供、実習情報の収集と提供をします。
- (4) 関係機関との連携  
ハローワークへの紹介アシスト、求人・求職情報の共有による連携、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労支援施設との連携を図ります。

## 3 現状と課題

- ① 新規登録者数はやや低調気味ですが、就職件数及び就労相談件数は例年並みで推移しています。
- ② 障害者を対象とする求人には、応募条件を厳しくしたものが多いため、一般求人からの検索もしています。
- ③ 就労希望者は、意思、意欲、能力に課題が残る登録者が多いため、ハローワーク、障害者職業センター等との密接な連携に努めています。
- ④ 「履歴書の書き方」等を始めとする各種就労支援については、ハローワークとの連携を強化することが一層必要になっています。
- ⑤ 各々の業務運営を活用しながら、利用者の方々の満足が得られる相談業務を実施していくことが当相談所に求められる命題と考えています。

## 4 実施計画（目標）

- (1) 就労相談
  - ① 応募に当たっての、「履歴書の書き方」、「面接方法」等の助言をします。
  - ② 就労先への定着状況を定期的に把握することにより、就労先での定着化を図ります。
- (2) 情報の収集と求人情報の提供  
求人職種、給与・待遇面などの求人情報を収集し、登録者に提供します。

- (3) 雇用につなげる前の支援の一つとして、就労支援施設の情報を広く収集します。
- (4) 福祉就労から一般就労への支援の強化を図ります。

## 5 人員配置

障害者就労支援相談員



# 障害者雇用開拓事業

## 1 運営方針

障害者雇用を促進するため、企業訪問の実施や事業所見学会等に参加することで、障害者雇用に関する正しい知識の普及と理解が得られるようにします。

## 2 事業概要

- ① 法定雇用が課せられない企業（常用労働者数：50人未満）を重点的に訪問します。また、必要な場合には、ハローワークや関係機関と連携し行います。
- ② 障害者雇用の経験がない事業主や雇用に関心はあるものの自社雇用に課題や不安を抱いている事業主に対し、企業ニーズに応じた相談・助言を行います。
- ③ 障害者雇用を考えてはいるものの、どのような職務に従事させたら良いか、職場環境整備をどのようにしたら良いかなどの不安や課題を持っている事業主に対し、既に障害者雇用をしている関連業種の「雇用事例」についての情報提供や「見学会」への参加などを促します。

## 3 現状と課題

平成25年の障害者雇用促進法一部改正に伴い、徐々にではありますが、企業の障害者雇用への関心は高まりつつあります。一方、構造的な要因により、厳しい経営環境の業種も多く、コストや生産性の面で障害者雇用に難色を示す事業主も多く見られます。このため関係機関と連携し、より事業所ニーズにマッチした相談対応をする必要があります。

- (1) 医療介護事業、製造業、卸小売業などに対する啓発活動を重点的に実施します。
  - ① 事業主から障害者雇用に対する現状や課題の聞き取りを行い、障害者雇用についての理解を深めてもらうとともに、雇用に関わる環境整備、職務の選定、定着支援など事業主が抱えている不安や課題に対し、事業所ニーズに応じた相談・助言を行っています。
  - ② 障害者雇用に取り組んでいる企業の雇用事例を活用し、障害者の職場配置と定着支援、関係機関との連携等についての情報提供を行っています。
  - ③ 障害者雇用事業所の見学会を実施し、障害者雇用への理解と取り組みの促進を図っています。
- (2) 障害者雇用に関わる事業主支援として、ハローワークや障害者職業センター等の支援制度や助成金などの施策内容等の情報提供を行っています。
- (3) 雇用が見込まれる事業所情報（事業主の承諾有り）をハローワークに提供し、雇用につなげるようにしています
  - ① 障害者就職合同面接会への参加勧奨
  - ② ハローワーク就労支援コーディネーターとの企業同行訪問

## 4 実施計画（目標）

### (1) 障害者雇用啓発

- ① 障害者雇用の経験がない事業主や雇用に不安を抱いている事業主に対し、障害者雇用への関心を得てもらうため、雇用課題や不安についての相談・助言に努めるようにします。
- ② 障害者を職場配置する場合に、障害者が安心して働くことができるように、各々の障害内容や能力に配慮した仕事の選定や、職場の環境整備、定着支援方法等についての助言をします。
- ③ 雇用事例等の活用により、障害者の職場適応に有効と思われる支援制度や助成金の活用について情報提供し、障害者雇用についての理解を深めてもらうようにします。
- ④ 障害者雇用に関心を示された事業所を対象にした障害者雇用事業所の見学会を実施します。なお見学先については、介護事業所、食品製造業、飲食業、就労支援施設等を対象とします。

### (2) 障害者雇用開拓

- ① 雇用が見込まれる事業主に対し、ハローワークと連携し、雇用に向けた具体的な進展を図ります。
- ② 9月の「障害者雇用支援月間」に併せハローワークが実施する「障害者就職合同面接会」の活用を事業所に対し働きかけます。
- ③ 障害者雇用のニーズがある事業所情報を当就労支援相談所と共有することで、両者の相乗効果が得られるようにします。
- ④ 雇用につながった事業所へのフォローとして、対象者の職場定着に向けた相談・助言を行います。

## 5 人員配置

障害者雇用啓発推進員

## 児童発達支援センターさくらんぼ園（単独通園部門）

### 1 運営方針

心身の発達に遅れのある就学前児童を対象に保育・療育を実施し、健康な身体づくりや基本的な生活習慣の確立、運動や認知、コミュニケーション能力の向上等の全体的な発達について支援します。

保育・療育を行うに当たっては、遊びや活動を通じて、障害の種類や程度、年齢などを考慮した発達支援を行うようにします。また園生活と家庭生活との一貫した保育・療育を行うために家族との連携を密にします。このほか関係機関と連携のうえ、質の高いサービスの提供と早期療育システムの確立を図ります。

### 2 事業概要

心身の発達に遅れのある児童を保護者のもとから通園させ、心身の健やかな発達と集団生活に適應できる基礎作りのための療育を行います。

### 3 現状と課題

#### 【現状】

- ① クラスによっては、1日の利用実績が減少していますが、全体の利用実績は昨年度と比較してほぼ横ばいです。
- ② 医療的ケアを必要とする児童、常時の見守りと介助が必要な肢体不自由児が在籍しています。

#### 【課題】

- ① 障害の種類や程度が様々ですので、それぞれの特性に応じた理解と対応が必要です。
- ② 一人の児童が複数の事業所での支援を受ける傾向があるため、保育園・幼稚園、他の医療機関、通所支援事業所等との連携を支援内容に位置付けることが必要です。
- ③ 今後も一定の割合で並行通園の児童が在籍することが予想されます。並行通園の児童は、週2～3回の利用となり利用実績に影響がでるため、そのことを見込んだ在籍数の確保とクラス編成を行うことが必要です。
- ④ 並行通園を終了し就園する時や、初めて就園する時は、保護者の不安が強いため、必要な支援をタイミングよく行う必要があります。
- ⑤ 保護者の相談が、育児や発達に関するものから、家庭環境や経済的な負担など多岐に渡るため、他職種との連携が必要です。
- ⑥ 障害の重度化・多様化、児童の家庭環境の複雑化などに適切に対応できるよう計画的に研修を実施し、職員の保育・療育スキルを高める必要があります。
- ⑦ 保育所等訪問支援事業については、厚生労働省の制度の見直しが行われた後、方針に沿った対応をする必要があります。

## 4 実施計画（目標）

### (1) 年間行事

- ・交流保育（長崎市内の保育所・保育園等）を年10回程度行います。
- ・遠足、夏祭り、運動会、クリスマス会、豆まき、卒園式などを実施します。
- ・誕生会、避難訓練を毎月1回実施します。
- ・身体測定を2か月に1回実施します。
- ・歯科健診を年1回、内科健診を年2回実施します。
- ・蟻虫検査を年2回実施します。

### (2) 家族に対する支援

- ・アセスメントや個別支援計画の作成・説明、モニタリングを含む個人面談を年3回実施します。
- ・親子保育を含むプール療育を週1回実施します。
- ・家族教室（専門職による保護者対象の勉強会や就学相談、先輩保護者の体験談、給食・食育に対する理解を深めてもらう調理実習等）を年10回実施します。
- ・家庭訪問や保護者懇談会を必要に応じ実施します。

### (3) 専門スタッフとの連携

#### ① 医師との連携

児童に緊急事態が発生した場合には、当センターの医師・看護師の指示のもと速やかに対応します。

#### ② セラピストとの連携

- ・担当セラピストと協力して療育内容の充実を図ります。
- ・月1回セラピストとの合同勉強会を実施し、具体的な助言・指導を受けたうえで保育・療育を実施するようにします。

### (4) 地域との連携

- ・保育所・幼稚園への就園を希望する園児に対し、地域の情報を提供するとともに、就園後においても就園先と情報交換を行うなどの連携を図ります。
- ・並行通園をしている児童の通園先を訪問し、情報交換をします。
- ・年長児については、学校公開や就学相談についての情報提供を行い、必要な都度学校と連絡調整し、保護者と就学先とをつなぐ手助けをします。
- ・卒園児については、就学先に対し、これまでの支援内容を記載した情報を提出します。また卒園後の状況把握のため、学校関係者と意見交換をするなどの連携を図ります。
- ・実習生、見学者、体験学習者、ボランティア等を積極的に受け入れることで、地域との交流を促進します。

### (5) 研修・学習会への参加

#### ① 施設外研修

職員の資質向上のため、県内の各種研修会への参加や給食担当者研修会などに参加します。

② 施設内研修

児童の保育・療育を充実させるため、外部講師による研修やセラピストによる研修を実施します。

③ 療育支援会議への参加

診療所・リハ療育課が実施している療育支援会議に参加することで、児童の発達状況、訓練内容の詳細を把握し、保育・療育内容の充実に活かします。

④ 担当セラピストとの合同勉強会（月1回）

各クラスごとに、1～2人の対象児を抽出し、それぞれに応じた支援目標や療育内容についての指導・助言を受けるようにします。

## 5 人員配置

① 専任職員

園長、保育士、児童指導員、栄養士、調理員、運転士

② 関係職員

医師、看護師、ソーシャルワーカー、相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士

## 児童発達支援センターさくらんぼ園（親子通園部門）

### 1 運営方針

障害のある就学前児童を対象に、基本的動作の習得と集団生活への適応を促すようにします。集団療育を行うに当たっては、遊びや活動を通じて、障害の種類や程度、年齢などを考慮した発達支援を行うようにします。

### 2 事業概要

心身の発達が気になる児童に対し、親子同伴での小集団活動（障害種別に応じたグループ編成）を経験してもらい、日常生活における基本的な動作の習得や集団への適応訓練を行います。

### 3 現状と課題

- ① 児童がより適切な発達支援を受けることができるように、障害の種類や程度、年齢に応じた細かなグループ編成を行い、臨床心理士等と保育士が関わるクラスを編成するなどの工夫をしてみました。結果として1日の出席数が減り、全体的な延べ出席日数の減少が生じました。このため、出席日数の増加を図る工夫が必要です。
- ② 医療的ケアを必要とする児や肢体不自由児は、定期的な利用が困難で出席回数も少なくならざるを得ません。この児たちは、子育て支援や他の通所支援の利用についても難しい状況にあります。
- ③ 個別支援計画やモニタリングに基づいた保護者面談で、支援目標や支援内容を説明していますが、保護者の子育てに対する不安や悩み、家庭環境や経済的な負担など相談が多岐に渡るため、相談支援と連携して対応する必要があります。
- ④ 就園児については、保育園・幼稚園等を訪問し、児童の発達状況や支援内容等の情報を交換するなどの連携をとっていますが、就園を希望する児童についても同様な対応をする必要があります。

### 4 実施計画（目標）

- ① 未就園児グループでは、ADL（日常生活動作・活動）を高めるための保育・療育を中心に行います。
- ② 早期療育グループにおいては、発達の特徴を考慮し、親子関係や対人能力に焦点をあてた療育を行います。療育は、保育士と作業療法士等が担当し、具体的な目標を保護者と共有しながら行うようにします。
- ③ 就園児童や就園を予定する保育・療育グループでは、運動や認知、ことば・コミュニケーション、社会性などの育ちを目的とした保育・療育を行います。
- ④ 保護者を対象とした勉強会を実施し、保護者支援を充実させます。
- ⑤ 以下の年間行事を実施します。

| 実施時期 | 行 事 名  | 実施時期 | 行 事 名  |
|------|--------|------|--------|
| 5月   | 遠 足    | 12月  | クリスマス会 |
| 8月   | プール    | 2月   | 豆まき    |
| 10月  | 運動会、遠足 |      |        |

⑥ 毎月1回避難訓練を行います。

## 5 人員配置

### ① 専任職員

園長、保育士、児童指導員

### ② 関係職員

医師、看護師、ソーシャルワーカー、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士

# 診 療 所

## 1 運営方針

発達に問題のある小児や障害児・者を診断し、診断の結果を踏まえて治療、療育並びにリハビリテーションを行います。また、地域社会での生活向上を目指して、センター内外の各部門（特に児童発達支援センター「さくらんぼ園」等）及び関係諸機関（学校、保育園・幼稚園等）との連絡・調整を行うなど発達支援のためのネットワークの強化を図ります。

## 2 事業概要

心身に障害を持つ児・者若しくはその疑いのある児・者に対し、診療と治療（薬物治療を含む。）、発達評価若しくは障害評価を専門的に行います。また、個別計画に基づき、医師またはセラピストによる療育とリハビリテーションを実施します。

## 3 現状と課題

### (1) 診療

- ① 昨年に引き続き、受診数増加が見られます。
- ② 昨年に引き続き、ADHD（注意欠陥・多動性障害）治療薬をはじめ、薬物治療対象児が増え、月1回の処方のための診察が激増しています。
- ③ 対象児を取り巻く環境調整のため、親支援、学校、園への支援が必要であることから、電話相談、学校訪問等に充てる時間が増えています。
- ④ 精神通院診断書、特別児童扶養手当診断書作成が増加しています。また、障害者年金診断書作成が小児科医でも可能となったため、当センターでの療育歴がある方からの診断書作成依頼が徐々に増えています。
- ⑤ 長崎市乳幼児発達健診からの紹介だけでなく、園、学校からの紹介、保護者からの直接相談が増えており、長崎市における発達障害に対する診療・療育のセンターとしての認知が広がっています。
- ⑥ 発達障害の診断・療育の中核的医療機関として、他の発達障害の診断・療育を行う施設、病院への指導・支援をする必要があります。

### (2) 療育・リハビリテーション

- ① 新患児の増加により、評価及び訓練を希望される方が増加しています。
- ② 各セラピストが担当する児が増え、新たに訓練を希望する児を受け入れる余地が少なくなっています。
- ③ 担当児の通う園や学校の先生からの相談が増えたことにより、ともに支援の方法を考える機会も増えてきました。
- ④ 児への直接的な訓練だけでなく児を取り巻く環境を整えていく必要があるため、保護者や園、学校への支援を更に充実させる必要があります。



- (3) 巡回相談
  - ① 訪問日を固定したことで、昨年度に比べ申込日から訪問日までの待ち時間が短くなりました。
  - ② 個別相談票の記入をお願いすることで、児の状況をより細かく把握することができるようになりました。
  - ③ 保護者の同意を得ることができない児が全体の4割程度おり、療育機関を勧めても保護者が納得しないケースがありました。
- (4) 学齢期の発達障害児への療育支援
  - ① 高学年、中学年のグループの参加が多い傾向にあります。
  - ② 中学生のグループへの参加希望者が増加したため、中学生のグループのみ前期と後期に分けて実施しました。
  - ③ 個別に対応している学童も増え、担任の先生方とともに支援方法について話す機会が増えました。
  - ④ 療育終了の目安を明確にするなかで、保護者や学校の先生方に対する支援の強化が必要です。
- (5) 発達障害児に対する子育て支援を含む家族支援(ペアレント・トレーニング)内容や回数や時間帯、参加に当たっての条件を明記した“ペアレント・トレーニングに関するご案内”及び“参加希望届”を作成したところ、出席率が良くなりましたので、今後も継続して行うようにします。

#### 4 実施計画(目標)

- (1) 療育・リハビリテーション
  - ① 訓練を開始するに当たっては、訓練の目的やそれを達成するためにはどのような訓練内容が必要なのかを保護者に分りやすく伝え、保護者と合意のもとで進めることを更に徹底します。
  - ② 保護者の面接を充実させることで、子育てに対する不安の軽減を図ります。
  - ③ センターだけでなく、園、学校への支援を更に充実させ、より適切な療育につなげるようにします。
  - ④ 研修会等に積極的に参加し、最新の評価及び訓練方法の技術を習得するように心掛けます。また、センター内での定期的な勉強会(月1回)を今後も継続し、それぞれのセラピストのスキルアップを図ります。
- (2) 巡回相談
  - 1回の相談児数、保護者の同意など巡回相談のルールをご理解いただくなど、きめ細かい園支援を行うようにします。
- (3) 学齢期の発達障害児への支援
  - 以下の項目を実施します。
  - ① 療育の機会確保のため、学校支援を強化します。
  - ② 職員の自己研鑽を行うほか、他施設への見学や研修などを実施し、職員のスキルアップを図ります。

- (4) 発達障害児に対する子育て支援を含む家族支援（ペアレント・トレーニング）年間2グループ（1グループ4～6名）で実施します。また、集団による支援が難しい保護者については、別途個別での対応もします。

## 5 人員配置

### ① 診察

小児科 : 常勤医師2名、非常勤医師2名（週2回、週1回）

整形外科 : 常勤医師1名

精神科 : 月1回の非常勤医師

看護師 : 3名

### ② 療育、リハビリテーション、巡回相談、学童期の支援、ペアレント・トレーニング

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等

# 母子生活支援施設「白菊寮」

## 1 運営方針

施設の運営に当たっては、長崎市立白菊寮の運営理念及び基本方針に則り、入寮者の基本的人権を尊重しつつ、精神的・経済的に不安定な母子家庭を安心安全な環境のもとで保護するとともに、個々の母子の家庭生活や稼働状況に応じ、就労、家庭生活並びに児童の養育等、母子家庭が直面するあらゆる問題についてその解決の場を作り、自立して社会生活に適応できるよう支援します。

## 2 事業概要

### (1) 施設の概要

- ① 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建  
(延床面積 841.71 m<sup>2</sup>、敷地面積 2,391.33 m<sup>2</sup>)
- ② 部屋数等 母子室 14 室 (便所付)
  - ・ 6 畳・3 畳板張・押入 : 6 室
  - ・ 6 畳・4.5 畳・3 畳板張・押入 : 8 室
  - ・ 共同スペース : 調理室、洗濯室、浴室 3 か所
  - ・ その他 : 集会室、相談室、事務室

### (2) 対象者

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童。

### (3) 支援の内容

- ① 安心して住める住居の提供
- ② 家庭生活基盤形成の支援
  - ・ 安定した生活に必要な日常生活支援
  - ・ 家計及び健康管理の支援
  - ・ 生活相談及び心理的課題への対応
  - ・ 子育て等の相談・助言
  - ・ 就労支援
- ③ 子どもの養育・学習支援及び進路悩み等の相談支援
- ④ 自己決定や自己選択による自立支援計画に基づいた自立支援
- ⑤ 関係機関等との連絡調整
- ⑥ 退所者支援

## 3 現状と課題

### 【現状】

- ① 白菊寮には現在、母子室が 14 室ありますが、その他の浴室 2 か所、調理室、洗濯室は共同使用となっています。
- ② 職員体制は、寮長 1 名、母子支援員 2 名、少年指導員兼事務員 1 名の計 4 名

の常勤職員と非常勤職員1名の体制で、土・日は2名体制を確保しています。勤務時間は土・日・祝日を除き、午前7時30分から午後8時00分までで3タイプの交代勤務としています。(土・日・祝日は午前8時45分から午後5時30分まで勤務)

【課題】

- ① 現在の白菊寮は、台所、浴室、洗濯場が共同使用であるため、利用時間の制約があり、就労などによる生活時間帯の違いへの対応、利用者のプライバシー確保が課題です。
- ② 近年の傾向として、それぞれに個別的な専門的支援を必要とする世帯が多くなっています。特に知的・精神的なケアができる心理療法担当職員の配置や関与などが望まれます。

4 実施計画

- ① 「社会的養護の第三者評価」で得られた評価結果を踏まえ、改善に努めるとともに自己評価を実施します。
- ② 九州ブロック母子生活支援施設大会・研究協議会等への参加、その他の研修機会を有効に活用するなどして、職員の資質と処遇技術の向上に努めます。
- ③ 白菊寮のホームページの作成を検討します。
- ④ 定例行事の開催
  - ・ 月例集会：毎月
  - ・ 防災訓練：毎月1回（総合訓練年1回）
  - ・ 個人指導、保護者面接：随時
  - ・ 子供会、読書会：随時
  - ・ 学習会：月～金（春休み、夏休み、冬休みは、その期間ごとに実施）
  - ・ 保護者会：学期毎
- ⑤ 年間行事等開催予定

|    |              |     |            |
|----|--------------|-----|------------|
| 4月 | 進学懇談会        | 10月 |            |
| 5月 | こどもの日会、母の日会  | 11月 | 野外交流       |
| 6月 | 保健衛生についての勉強会 | 12月 | クリスマス会、親睦会 |
| 7月 | 七夕まつり集会      | 1月  | 鏡開き        |
| 8月 | ふれあい一日       | 2月  | 節分集会       |
| 9月 |              | 3月  | 雛祭り集会      |

※入所者健康診断を年2回実施（9月、3月）

- ⑥ 各種会議  
施設運営に関する事項について、効率的かつ円滑な運営を図るため、各種会議（職員会議、処遇会議、関係機関との会議等）を開催します。
- ⑦ 地域との交流  
施設だけで孤立することがないように地域行事等に参加します。

⑧ 施設整備

入寮者の居住環境を充実したものにするため、安全管理等を含め施設全体の環境整備に取り組めます。

5 人員配置

① 専任職員

寮長、母子支援員、少年指導員兼事務員

② 非常勤職員

少年指導員補助（調理員等）、嘱託医師